

(目的)

第1条 この規則は、市営釜石ビル条例(昭和58年釜石市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 条例第4条に規定する使用資格者で、市長が適当と認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 営業種目が適当と認められるもの
- (2) 資産等が堅実で条例に定める使用料等の納付の能力があるもの

(許可申請)

第3条 条例第6条に規定する使用許可の申請は、市営釜石ビル使用許可申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所得証明書(給与所得者にあつては、給与証明書)
- (2) 市税の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用許可書)

第4条 条例第7条に規定する使用の許可は、市営釜石ビル使用許可書(様式第2号)によるものとする。

(使用期間の更新)

第5条 条例第8条第2項に規定する期間の更新手続きは、市営釜石ビル使用許可更新申請書(様式第3号)によるものとする。

(請書)

第6条 条例第9条第1号に規定する使用手続きは、市営釜石ビル使用許可請書(様式第4号)によるものとし、当該緊急連絡人となる者の本人確認書類の写しを添付しなければならない。

(緊急連絡人の変更)

第7条 使用者は、緊急連絡人が氏名、住所等を変更し、又は死亡し、若しくは特別の事情により緊急連絡人を継続できなくなった場合においては、速やかに市営釜石ビル緊急連絡人変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(使用料又は敷金の減免又は徴収猶予)

第8条 条例第12条第1項ただし書及び第13条の規定により、使用料又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営釜石ビル使用料(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第6号。次項において「申請書」という。))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、別に定める減免(徴収猶予)基準に基づき、書類審査及び実態調査の上、決定する。

3 市長は、前項の申請に対する承認をしたときは、当該使用者に対し、市営釜石ビル使用料(敷金)減免(徴収猶予)承認書(様式第7号)を交付する。

(使用者の変更)

第9条 条例第18条第1項第1号の規定により、使用者が死亡、その他の理由で、その権利義務を継承しようとするときは、事実発生後10日以内に市営釜石ビル使用者名義変更届(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(用途の変更)

第10条 条例第18条第1項第2号の規定により、許可を受けようとする者は、市営釜石ビル使用室用途変更許可申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可したときは、使用者に対し、市営釜石ビル使用室用途変更許可書(様式第10号)を交付するものとする。

(使用室の模様替等の変更)

第11条 条例第18条第1項第3号及び第4号の規定により、許可を受けようとする者は、市営釜石ビル使用室模様替(工作物設置)許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可したときは、使用者に対し市営釜石ビル使用室模様替(工作物設置)許可書(様式第12号)を交付するものとする。

(返還届)

第12条 条例第20条第1項の規定により、使用室を返還しようとするときは、市営釜石ビル使用室返還届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第12条第2項の規定により敷金還付の請求をしようとするときは、条例第20条第2項に規定する検査を受けた後、市営釜石ビル敷金還付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年7月1日から適用する。

附 則(平成9年3月21日規則第8号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第9号の6)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規則第6号の4)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日規則第29号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

市営釜石ビル使用許可申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

申込者
住 所
氏 名

次のとおり(店舗・事務所・住宅)として使用したいので、次のとおり申請します。

現 住 所		使 用 希 望 室	階	号室		
フリガナ 法人又は個人名		連 絡 先 電 話 番 号				
営 業 種 目		創 立 年 月 日				
申込者及び同居しようとする者						
フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称 及び 職 種	同居別	備 考
	本人					
使 用 期 間	自 至	年 年	月 月	日 日	使用料	円
使 用 の 理 由						

様式第2号(第4条関係)

市営釜石ビル使用許可書

年 月 日

様

釜石市長



次のとおり、使用を許可する。

- 1 市営釜石ビル使用室 階 号室
- 2 使用期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 使用許可条件
 - (1) 使用料は月額 円とし、市営釜石ビル条例(以下「条例」という。)第11条の規定により、家賃を変更することができる。
 - (2) 敷金は、使用料の3月分に相当する額を納入するものとし、既に納入済みのときは、この限りではない。ただし、使用料の増額があったときは、その差額を納入するものとする。
 - (3) 前2号に違反した場合又は市営釜石ビル使用許可申請書記載事項に不正があった場合は、この許可を取消し、使用室の明渡しを請求する。
 - (4) 許可の日から10日以内に市営釜石ビル使用許可書を提出すること。
 - (5) 条例及び市営釜石ビル条例施行規則に違反したときは、許可を取消することができる。
- 4 その他許可条件
 - (1) 使用許可をした行政財産(以下「許可財産」という。)を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき又は次に掲げる条件に違反する行為があると認められるときは、許可を取消し、又は変更することがある。
 - (2) 市長が許可財産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。
 - (3) 許可財産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。
 - (4) 許可財産を許可をした用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
 - (5) 使用の許可を受けた者が故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形してはならない。
 - (6) 使用許可を受けた者が当該許可財産である敷地において、みだりに建物又は工作物を設置し、増築し、又は改築し、若しくは移築してはならない。

- (7) 前3号に掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) 第4号から第7号に掲げる条件は、その原因又は行為が使用の許可を受けた者の代理人、使用人、その他の従業者の行為による場合についても適用するものとする。
- (9) 許可期間(許可期間経過後で許可財産の引渡し前の期間を含む。)内に、使用の許可を受けた者の責めにより許可財産その他市の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用の許可を受けた者に対し、損害の全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。
- (10) 許可財産の取消しによって生じた一切の損失については補償しない。
- (11) 使用許可書に対して不服がある場合は、行政不服審査法第57条第1項の規定により直ちに書面をもって異議申出ができる。

様式第3号(第5条関係)

市営釜石ビル使用期間更新許可申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使 用 者 氏 名
電話番号
緊急連絡人 住 所
氏 名
電話番号
入居者との関係
勤務先

次のとおり使用期間満了後引続いて使用したいので、更新許可くださるよう申請します。

- 1 使 用 室 階 号室
- 2 使用許可年月日 年 月 日
- 3 使用許可満了期日 年 月 日

様式第4号(第6条関係)

市営釜石ビル使用許可請書

市営釜石ビル使用室 階 号室
年 月 日付をもって、前記使用室の使用許可を受けたこと
については、下記条件を厳守し、使用者_____がこの請書により債務を履行する
ことを証するため、本書を提出します。

年 月 日

使 用 者	住 所	
	氏 名	㊟
	電話番号	
緊急連絡人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	㊟
	電話番号	
	入居者との関係	
	勤務先	

釜石市長 宛て

記

- 1 使用料月額 円也を毎月納付期限内に納付します。市営釜石ビル条例(以下「条例」という。)第11条の規定により使用料の変更があったときはその額を支払います。
- 2 条例第15条に規定する使用者の費用負担の義務を履行します。
- 3 条例第16条に規定する使用室等の保管義務を履行します。
- 4 条例第17条の規定による第三者に対し、建物の転貸又は使用の権利の譲渡をしません。
- 5 市長の許可を得ないで条例第18条に定める使用室の模様替又は敷地内に建物若しくは工作物を設置しません。
- 6 条例第19条の規定により使用室の返還請求を受けたときは、速やかに明け渡します。
- 7 条例第20条の規定により使用室を返還しようとするときは、1月前までに市長に届け出て、返還の際、市の検査を受けます。
- 8 管理上必要と認めるとき、随時使用室内に市吏員が立入することがあっても異議ありません。
- 9 その他、新に使用者において負担すべき事項が生じたときは、使用料とは別に負担します。

様式第5号(第7条関係)

市営釜石ビル緊急連絡人変更届

年 月 日

釜石市長 充て

使用者

氏 名
電話番号

市営釜石ビル条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり市営釜石ビル緊急連絡人に変更がありましたので、届け出ます。

記

変更事項	☐ 緊急連絡人の変更 ☐ 記載情報の一部変更		
住 所			
フリガナ 氏 名		入居者との 関係	
電話番号			
勤 務 先			
備 考			

※緊急連絡人となる方の本人確認書類(運転免許証など)を添付してください。
※電話番号は、日中連絡が取りやすいものを記入してください。

様式第6号(第8条関係)

市営釜石ビル使用料(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者
氏 名
電話番号

次のとおり、使用料・敷金を免除・減額・徴収猶予されるよう関係書類を添えて申請
します。

使 用 室	市営釜石ビル 階 号室		
使 用 料	月 額 円	敷 金 円	
免 除 ・ 減 額 ・ 徴 収 猶 予 を 受 け たい 金 額	使 用 料	年 月 から 年 月 まで	免 除 減 額 円 徴 収 猶 予
	敷 金		免 除 円 減 額 徴 収 猶 予

理 由

様式第7号(第8条関係)

市営釜石ビル使用料(敷金)減免(徴収猶予)承認書

年 月 日

様

釜石市長 印

年 月 日申請の について、下記のとおり承認します。

記

(承認事項)

様式第8号(第9条関係)

市営釜石ビル使用者名義変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

新名義人 氏名
電話番号

下記のとおり名義変更をしたいので、新名義人の関係書類を添えて届け出ます。

記

使 用 室	市営釜石ビル 階 号室			
	氏 名	続 柄	生年月日	勤 務 先
フリガナ 新 名 義 人			年 月 日	
旧 名 義 人			年 月 日	
名義変更の 理 由				

上記のとおり承認します。

年 月 日

釜石市長 

様式第9号(第10条関係)

市営釜石ビル使用室用途変更許可申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり使用室の用途を変更したいので申請します。

使 用 室	市営釜石ビル 階 号室
1 理由	
2 変更内容	

添付書類

- 1 設計図 2 配置図 3 その他

様式第10号(第10条関係)

市営釜石ビル使用室用途変更許可書

年 月 日

様

釜石市長



年 月 日付けをもって申請のあった使用室の用途変更について、下記のとおり許可します。

記

変更を承認する用途	
用途を変更する部分	
用途変更を許可する期 間	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日
条 件	1 許可した用途以外に変更してはならない。 2 市営釜石ビルの管理上、この許可を取消した場合は、即時用途の変更を停止しなければならない。 3 前項の措置の結果生じた損害については、市はこれを補償しない。

様式第11号(第11条関係)

市営釜石ビル使用室模様替(工作物設置)許可申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり使用室の模様替(工作物設置)をしたいので申請します。なお、下記事項について、承諾することを申し添えます。

記

- 1 許可のとおり施工し、竣工検査を受け申請用途以外は使用しないこと。
- 2 使用室返還の際は、必ず自費にて原状に復すること。
- 3 入室使用中でも公共用に供するため必要が生じた時は、市の指示に応じ直ちに撤去し、原状に復すこと。
- 4 前項の場合において、損害の請求又は異議を一切申し立てないこと。

申請内容

- イ 使用室 階 号室
- ロ 模様替等の内容
- ハ 申請の理由

様式第12号(第11条関係)

市営釜石ビル使用室模様替(工作物設置)許可書

年 月 日

様

釜石市長 印

年 月 日付で申請のあった使用室の模様替(工作物設置)について、
下記条件を附して許可する。

記

- 1 申請のとおり施工し、竣工検査を受け申請用途以外は使用しないこと。
- 2 使用室返還の際は、必ず自費にて原状に復すこと。
- 3 入室使用中でも公共用に供する必要が生じたときは、市の指示に応じ直ちに撤去し、原状に復すこと。
- 4 前項の場合において、損害の請求又は異議は一切申し立てないこと。

様式第13号(第12条関係)

市 営 釜 石 ビ ル 使 用 室 返 還 届

年 月 日

釜石市長 宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり使用室を返還します。

使 用 室	階 号室		
返 還 年 月 日			
返 還 理 由			
最 終 使 用 料 納 付 状 況	納 付 年 月 日		未 納 金 額
	年 月分まで 月 日納付済		
模様替等の処置	種 別	処 置 状 況	
移 転 先			

様式第14号(第12条関係)

市営釜石ビル敷金還付請求書

年 月 日

釜石市長 宛て

請求者 住 所
氏 名
電話番号



使用室返還の検査を受けたので次の敷金を還付ください。

返還使用室	市営釜石ビル	階	号室
請 求 金 額	円		
受 領 方 法	1 口座振替 2 直接受領(会計課窓口)		
金 融 機 関 名	種別	口 座 名 義 人	
銀行 本店	普通		
信用金庫 支	当座		
労働金庫 支	口 座 番 号		
農業協同組合			
岩手県信用漁業組合連合会			
受 領 委 任			

備考 受領方法が口座振替受領の場合において、請求者と口座名義人が異なるときは、受領委任の欄に受領を委任する旨を記入してください。

上記使用室を返還したことを証明します。

年 月 日

釜石市
課長
印